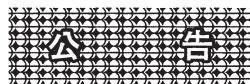


(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林整備課及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林整備課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年2月25日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成20年1月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人Heal花しづく

3 代表者の氏名

小林幸江

4 主たる事務所の所在地

飯田市白山通り1丁目310番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、悪性疾患及び慢性疾患に罹患した患者、家族及び遺族の方を中心とした地域住民に対して、アロマテラピー等による癒しの提供、語りの場の提供、個別面談に関する事業を行うこと、又、生きがいづくり活動を創造することにより地域福祉の発展に寄与する事を目的とする。

NPO活動推進課

長野県告示第89号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成20年2月25日、次のとおり売りさばき人の氏名（名称）変更の届出がありました。

平成20年2月25日

長野県知事 村井 仁

| | 売りさばき人の氏名 (名 称) | 住 所 | 売りさばき場所 |
|---|--------------------|----------------|----------------|
| 新 | ながの農業協同組合長野平南支所 | 長野市大字北長池1621番地 | 長野市大字北長池1621番地 |
| 旧 | ながの農業協同組合朝陽支店 | | |

会計課

公告

抽せんの結果、長野県公債を次のとおり償還します。

平成20年2月25日

長野県知事 村井 仁

1 銘柄、償還額、償還公債番号及び償還期日

| 銘 柄 | 償 還 額 | 償還公債番号 | | 償還期日 |
|-----------------|---------------|---------------------------|-------------------------|----------------|
| | | 100万円券 | | |
| 平成10年度 第2回公債 | 千円 690,000 | 2991～ 17481～ 20701～ | 3220 17710～ 20930 | 平成20年 3月25日 |
| 平成11年度 第2回公債 | 300,000 | 301～ 6101～ 9801～ | 400 6200 9900 | 同 上 |
| 平成10年度 第3回公債 | 510,000 | 6801～ 7481～ 8671～ | 6970 7650 8840 | 平成20年 4月25日 |
| 平成10年度 第5回公債 | 377,000 | 5279～ | 5655 | 平成20年 5月23日 |

2 支払場所 指定の支払場所

財政課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月25日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成20年度長野県庁駐車場整理業務委託

(2) 役務の特質

長野県庁構内駐車場の整理業務

(3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県内に本社又は営業所等を有すること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026（235）7045

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年3月10日 午前11時

イ 場所 長野県庁 西庁舎1階105会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年3月4日（火）午後3時までに提出してください。この場合において、開札日の前日ま

で必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

管財課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月25日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成20年度長野県庁・長野合同庁舎自動ドア保守点検作業

(2) 役務の特質

長野県庁及び長野合同庁舎の自動ドアの保守点検業務

(3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁舎

長野市大字南長野南県町686-1 長野合同庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 自動ドアに係る保守点検作業の元請契約を誠実に履行する能力を有する者であること。
- (5) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7045

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年3月10日 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎1階105会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年3月4日（火）午後3時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該

契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

- (2) 詳細は、入札説明書によります。

管財課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月25日

長野県知事 村井仁

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量

総合行政ネットワークの利用に供する機器 一式

- (2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

- (3) 借入期間

平成20年3月24日から平成25年3月23日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

- (4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

- (5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県林務部森林政策課

電話 026 (235) 7269

4 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日時 平成20年2月27日 午後1時

- (2) 場所 長野県庁 西庁舎109号会議室

5 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年3月3日 午前11時
 イ 場所 長野県庁 西庁舎106号会議室

(3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(6) 契約書作成の要否

必要とします。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

6 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
 (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

森林政策課

公告

小諸市北大井土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成20年2月25日

長野県佐久地方事務所長 木曾 茂

理事

新任

| 氏名 | 住所 |
|--------|---------------------|
| 塩川 悟 | 小諸市大字塩野1759番地 |
| 塩川 隆雄 | 小諸市大字塩野2121番地 |
| 篠原 功 | 小諸市大字塩野2141番地1 |
| 甘利 実 | 小諸市大字塩野1925番地2 |
| 竹内 豊秋 | 小諸市大字八満460番地5 |
| 小林 正訓 | 小諸市大字八満1353番地3 |
| 山口 定夫 | 小諸市大字柏木1060番地1号 |
| 小山 征治 | 小諸市大字柏木873番地 |
| 小山 重徳 | 小諸市大字柏木548番地 |
| 内堀 凱歌丸 | 北佐久郡御代田町大字塩野1446番地1 |
| 内堀 忠重 | 北佐久郡御代田町大字塩野1345番地 |

重任

| 氏名 | 住所 |
|--------|---------------|
| 竹内 一 | 小諸市大字八満734番地 |
| 山浦 栄澄 | 小諸市大字八満651番地1 |
| 小林 今朝雄 | 小諸市大字八満305番地4 |

| 氏名 | 住所 |
|--------|--------------------|
| 田中 岩 | 小諸市大字八満58番地3 |
| 退任 | |
| 氏名 | 住所 |
| 小山 茂 | 小諸市大字柏木552番地 |
| 塩川 豊秋 | 小諸市塩野1773番地 |
| 市川 朝信 | 小諸市大字塩野2146番地2 |
| 塩川 完次 | 小諸市大字塩野2032番地2 |
| 甘利 一夫 | 小諸市大字塩野1925番地4 |
| 美齋津 征夫 | 小諸市大字八満426番地1 |
| 小林 一 | 小諸市大字八満1350番地 |
| 佐藤 孝男 | 小諸市大字柏木1294番地1 |
| 小山 芳晴 | 小諸市大字柏木867番地1 |
| 茂木 国一 | 北佐久郡御代田町大字塩野1298番地 |
| 内堀 達郎 | 北佐久郡御代田町大字塩野1461番地 |

監事

| 氏名 | 住所 |
|-------|----------------|
| 新任 | |
| 中島 義則 | 小諸市大字塩野2124番地1 |
| 佐藤 誠二 | 小諸市大字柏木1086番地 |

重任

| 氏名 | 住所 |
|------|---------------|
| 柳沢 登 | 小諸市大字八満715番地2 |

退任

| 氏名 | 住所 |
|-------|-----------------|
| 小林 正訓 | 小諸市大字八満1353番地3 |
| 内堀 猛 | 小諸市大字塩野2190番地10 |

農地整備課

公告

上伊那郡河南土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成20年2月25日

長野県上伊那地方事務所長 宮坂正巳

理事

| 氏名 | 住所 |
|-------|-----------------|
| 新任 | |
| 矢野 健一 | 伊那市高遠町下山田1204番地 |
| 前林 賢一 | 伊那市高遠町小原666番地 |
| 小松 敏 | 伊那市高遠町小原405番地 |
| 藤井 国人 | 伊那市高遠町西高遠578番地 |

重任

| 氏名 | 住所 |
|-------|-----------------|
| 重任 | |
| 丸山 邦一 | 伊那市高遠町上山田379番地 |
| 山寺 亮一 | 伊那市高遠町下山田1184番地 |
| 宮原 利男 | 伊那市高遠町勝間730番地 |

退任

| 氏名 | 住所 |
|--------|-----------------|
| 退任 | |
| 小松 晃 | 伊那市高遠町上山田1121番地 |
| 野々田 高芳 | 伊那市高遠町下山田1044番地 |
| 飯島 利一 | 伊那市高遠町小原616番地1 |
| 西沢 信治 | 伊那市高遠町西高遠719番地2 |

監事

新任

| | |
|------|-----------------|
| 氏名 | 住所 |
| 小池喜一 | 伊那市高遠町上山田881番地 |
| 湯沢紘治 | 伊那市高遠町勝間360番地 |
| 塩原重一 | 伊那市高遠町西高遠409番地1 |

退任

| | |
|------|----------------|
| 氏名 | 住所 |
| 前林賢一 | 伊那市高遠町小原666番地 |
| 中原孝 | 伊那市高遠町勝間1213番地 |
| 下島進 | 伊那市高遠町西高遠439番地 |

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月25日

長野県佐久地方事務所長 木曾 茂

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務及び役務の特質

平成20年度県営住宅下郷土団地4号棟エレベーター保守点検業務

(2) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(3) 履行場所

小諸市甲3961-1
県営住宅下郷土団地

(4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 専門技術者を終日待機させ、緊急時の出動要請に対し原則90分以内に到着できる体制を整備できる者であること。

(5) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。

(6) 過去に3階建て以上の共同住宅においてエレベーターの保守

点検業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

佐久市跡部65-1

長野県佐久地方事務所 建築課

電話 0267 (63) 3159 (直通)

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年3月11日（火）午前10時

イ 場所 長野県佐久合同庁舎 501号会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年3月5日（水）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県佐久地方事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

住宅課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月25日

長野県上小地方事務所長 安江幸大

1 入札に付する事項

| | |
|---|--|
| (1) 調達をする役務及び役務の特質 平成20年度県営住宅川原第1団地エレベーター保守点検業務 | 政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。 |
| (2) 履行期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約） | (6) 契約保証金 政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。 |
| (3) 履行場所 上田市上丸子1801 県営住宅川原第1団地 | (7) 入札の無効 規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。 |
| (4) 入札方法 価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。 | (8) 契約書作成の要否 必要とします。 |
| 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当する者であることとします。 | (9) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。 |
| (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。 | 5 その他 (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県上小地方事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。 |
| (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。 | (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。 |
| (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。 | |
| (4) 専門技術者を終日待機させ、緊急時の出動要請に対し原則60分以内に到着できる体制を整備できる者であること。 | |
| (5) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。 | |
| (6) 過去に6階建て以上の共同住宅においてエレベーターの保守点検業務を誠実に履行した実績を有する者であること。 | |
| 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先 上田市材木町1-2-6 長野県上小地方事務所 建築課 電話 0268(25)7143(直通) | |
| 4 入札手続等 (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 | 住宅課 |
| (2) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成20年3月11日(火) 午後1時30分 イ 場所 長野県上田合同庁舎 101号会議室 | 公告 |
| (3) 郵送による入札の可否 郵送による入札は、受け付けません。 | 次のとおり一般競争入札に付します。 平成20年2月25日 長野県上小地方事務所長 安江幸大 |
| (4) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年3月5日(水)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。 | 1 入札に付する事項 (1) 調達をする役務及び役務の特質 平成20年度県営住宅別所団地エレベーター保守点検業務 |
| (5) 入札保証金 | (2) 履行期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約） |

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否
必要とします。

(9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。

5 その他
(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県上小地方事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

住宅課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月25日

長野県上小地方事務所長 安江幸大

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務及び役務の特質

平成20年度県営住宅別所団地エレベーター保守点検業務

(2) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(3) 履行場所

上田市別所温泉1860-1

県営住宅別所団地

(4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札

に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 専門技術者を終日待機させ、緊急時の出動要請に対し原則60分以内に到着できる体制を整備できる者であること。
- (5) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。
- (6) 過去に3階建て以上の共同住宅においてエレベーターの保守点検業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

上田市材木町1-2-6

長野県上小地方事務所 建築課

電話 0268(25)7143(直通)

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年3月11日(火) 午後2時

イ 場所 長野県上田合同庁舎 101号会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年3月5日(水)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県上小地方事務所長は、この契約を変更又は解除することができる

ものとします。

- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

住宅課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月25日

長野県諒訪地方事務所長 山田 隆

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務及び役務の特質

平成20年度県営住宅加茂団地エレベーター保守点検業務

(2) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(3) 履行場所

岡谷市加茂町2丁目17番地

県営住宅加茂団地

(4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 専門技術者を終日待機させ、緊急時の出動要請に対し原則60分以内に到着できる体制を整備できる者であること。

- (5) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。

- (6) 過去に9階建て以上の共同住宅においてエレベーターの保守点検業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

諒訪市上川1丁目1644-10

長野県諒訪地方事務所 建築課

電話 0266(57)2924(直通)

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時 平成20年3月7日(金) 午前10時30分
イ 場所 長野県諏訪合同庁舎 505号会議室
- (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年3月4日(火)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。
- 5 その他
- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県諏訪地方事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

住宅課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月25日

長野県諏訪地方事務所長 山田 隆

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務及び役務の特質
平成20年度県営住宅小井川団地エレベーター保守点検業務
- (2) 履行期間
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
- (3) 履行場所
岡谷市加茂町4丁目10番地
県営住宅小井川団地
- (4) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっ

ては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 専門技術者を終日待機させ、緊急時の出動要請に対し原則60分以内に到着できる体制を整備できる者であること。
- (5) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。
- (6) 過去に4階建て以上の共同住宅においてエレベーターの保守点検業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

諏訪市上川1丁目1644-10

長野県諏訪地方事務所 建築課

電話 0266(57)2924(直通)

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成20年3月7日(金) 午前10時45分
イ 場所 長野県諏訪合同庁舎 505号会議室
- (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年3月4日(火)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

5 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

6 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

7 入札の無効